

広島県告示第九百七十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和五年七月二十七日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称		所在 地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
		内 広島県広島市安佐北区安佐町大字後山及び同市安佐北区あさひが丘一丁目地					
毛木川支川 (五八)	毛木川支川 (五八)	土石流	土石流	自然現象の種類による原因の発生原因の土砂災害	表区域示の		
毛木川支川 (一〇三三)	毛木川支川 (一〇三三)	土石流	土石流	自然現象の種類による原因の発生原因の土砂災害			
日南川(五五) 十三)	土石流	土石流	土石流	自然現象の種類による原因の発生原因の土砂災害			
	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	区域の名称		
					の自然現象の種類による原因の発生原因の土砂災害		
					号三律の土戒定第区域年施推砂区す九域で政行進災域の定令令に害等土砂二示め第関防に沙止お災項及事十成る対け害にび項四十法策る警規法		

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。